

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人日本スポーツ振興センター

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとする。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(20.0%)	(6.7%)
				24	4.9
一般競争入札等	競争入札	/		(25.0%)	(4.5%)
				30	3.3
	企画競争等	(17.5%)	(71.8%)	(20.0%)	(73.0%)
		21	52.4	24	53.3
随意契約		(82.5%)	(28.2%)	(35.0%)	(15.8%)
		99	20.6	42	11.5
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		120	73.0	120	73.0

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後			
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）		
事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。）		/		(—%) —	(—%) —		
一般競争入札等	競争入札			/		(14.3%) 1	(19.0%) 0.04
	企画競争等					(14.3%) 1	(19.0%) 0.04
随意契約		(85.7%) 6	(81.0%) 0.17			(85.7%) 6	(81.0%) 0.17
合 計		(100%) 7	(100%) 0.21	(100%) 7	(100%) 0.21		

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後			
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）		
事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。）		/		(21.2%) 24	(6.7%) 4.9		
一般競争入札等	競争入札			/		(25.7%) 29	(4.4%) 3.2
	企画競争等					(17.7%) 20	(71.8%) 52.3
随意契約		(82.3%) 93	(28.2%) 20.5			(31.9%) 36	(15.7%) 11.4
合 計		(100%) 113	(100%) 72.8	(100%) 113	(100%) 72.8		

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 現在、設備、物品、ソフトウェア等の購入と不可分な関係にあることを理由として随意契約を結んでいた保守点検業務等のうち、当面随意契約によらざるを得ないものについては、当該設備等の更新を行う際に、保守点検業務等が不可分とならないよう見直しを行うものとし、右が困難な場合には開発と保守点検業務等を一体とした複数年度契約又は保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札を行うよう、必要な措置を講ずることとする。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

随意契約の見直し計画を達成するために、以下の措置を講じ、平成20年1月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行することとする。

なお、一般競争入札を行うべきもののうち、条件が整うものは直ちに一般競争入札に移行するものとし、条件が整うまでに時間を要するものについては、条件が整うまでの間は公募等を行い、遅くとも21年度に係る契約から全て一般競争入札に移行することとする。

(1) 総合評価方式の導入拡大・競争性を確保した企画競争の導入

① 建設工事や情報システム等の調達に加え、総合評価落札方式によることが必要と考えられる調達分野については、総合評価方式による一般競争入札を導入する。

② 一般競争入札への移行が事務・事業の性質等からこれにより難しい場合は、企画競争等を実施し、透明性・競争性の確保を図る。

(2) 複数年度契約の拡大

複数年度にわたる契約については、リース契約等の既に導入しているものに加え、その合理性が認められるものについて複数年度契約の導入を検討し、経済性、効率性の向上を図る。

(3) 入札手続きの効率化

① 多数の調達案件が一般競争入札等による契約に移行することに伴い、業務量が増加することから、これらの対応するための契約事務態勢の整備や公告の方法等についての検討を行う。

② 業務マニュアルの作成

一般競争入札等への移行を支援するための業務マニュアルを策定し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種手順を具体的に示す。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

3. その他

- (1) 随意契約によらざるを得ない場合については、内部決裁においてそれが真にやむを得ない理由に該当するかどうかの確認を厳格に行い、内部牽制の充実・決裁体制の一層の強化に努める。
- (2) 内部監査において随意契約の重点的監査を行い、随意契約の適正化を図る。
- (3) 平成19年8月に見直しを行った内容に基づき、引き続き随意契約の理由や契約金額等についてホームページ上で公表を図る。